

第1章 戦略策定の趣旨

1 戦略策定の趣旨

- 健康は、すべての県民の願いであり、一人ひとりが充実した日常生活を過ごし、豊かな人生を送るための基本条件です。
また、社会の活力を高め、発展を支えるために不可欠なものです。
- 我が国は、生活環境の改善や医学の進歩等により、世界でもトップレベルの豊かな長寿を誇る国となりましたが、一方では、がんや循環器病など「生活習慣病」の増加や、高齢化の進展に伴う要介護者や認知症患者の増加といった重要な課題に直面しています。
- 特に本県では、野菜摂取量の減少やメタボリックシンドロームの該当者及び糖尿病有病率の増加など、引き続き、生活習慣の改善を含め、生活習慣病の発症や重症化予防、介護予防が課題となっています。
- このような中で、私たちが一番望むことは、単に長寿ということだけではなく、寝たきりや認知症などにならず、生涯にわたり元気で自立した生活を送ることです。
- こうした自立期間、すなわち「健康寿命」を確保し、さらに延伸していくことにより、活力ある高齢社会の実現を目指すことが重要です。
- 「健康寿命」延伸を実現するためには、幼児期・青少年期からの健康度を高め、壮年期にはその水準の維持・向上を図り、老年期においてはその低下を防ぐなど、ライフステージ特有の健康づくりやライフコースアプローチ※を踏まえた健康づくりを進める必要があります。
※ライフコースアプローチ
胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくり
- 具体的には、「健康増進対策」、「生活習慣病予防対策」、「介護予防対策」の一体的な取組を引き続き進めるとともに、企業や関係団体、医療保険者、ボランティア等との連携・協働により誰もが自然に健康になれる環境づくりの基盤を整備することとしています。

- 本戦略は、そのための施策を重点的に集中的に展開するための総合的な行動計画とします。

2 策定・見直しの背景

- これからの少子・高齢社会において、県民一人ひとりが心身ともに健康で長生きすることを旨とし、健康づくりのための10ヵ年計画として、平成12年3月に「いしかわ健康づくり21」を策定しました。
- 平成17年度に、その中間見直しを行うにあたり、介護を要する高齢者や認知症高齢者が増加する傾向があることから、活力ある高齢社会の実現を目指し、「健康増進対策」、「生活習慣病予防対策」、「介護予防対策」を切れ目なく一体的に捉え総合的に健康づくりを推進するための戦略として、平成18年3月に「健康フロンティア戦略2006」を策定しました。
- 平成20年度には、医療制度改革により「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正され、市町村が実施する基本健康診査に代わり、医療保険者が実施する特定健康診査・特定保健指導が開始されるなど、新たな枠組みでの生活習慣病予防対策が推進されることとなりました。
- 平成20年度の「いしかわ健康フロンティア戦略2006」の中間評価では、医療制度改革を踏まえるとともに、石川県医療計画や石川県医療費適正化計画、がん対策推進計画との整合性を図るため、計画終期を平成24年度まで延長しました(戦略2009)。
- 平成23年8月には、歯・口腔の健康は、健康で質の高い生活を営むうえで重要であることから「歯科口腔保健の推進に関する法律」が制定され、都道府県においては、歯科口腔保健に関する計画の策定が新たに求められることとなりました。
- 平成24年度は、「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」の最終年度にあたり、健康日本21の最終評価を踏まえ、健康増進法第7条に基づく基本方針が全部改正され、25年度から開始される国民健康づくり対策の方向性が示されたことから、新たな方向性を踏まえた改定を行い「いしかわ健康フロンティア戦略2013」を策定しました。

- 平成26年6月に「石川県歯と口腔の健康づくり推進条例」が制定され、平成28年3月に「いしかわ歯と口腔の健康づくり推進計画」を策定し、その取組を進めているところです。
- 平成28年3月には、「石川県がん対策推進条例」を制定し、「がんの予防」、「がんの治療」、「がんとの共生」の3つを柱とし、さらなるがん対策の推進を図っているところです。
- 平成29年度は、「いしかわ健康フロンティア戦略2013」の最終年度にあたり、「いしかわ健康フロンティア戦略2013」の最終評価を踏まえ、「いしかわ健康フロンティア2018」を策定しました。
- 令和元年12月には、「健康寿命の延伸を図るための脳卒中、心臓病その他循環器病に係る対策に関する基本法」が施行され、同法に基づき令和4年3月に「石川県循環器病対策推進計画」を策定し、その取組を進めているところです。
- 令和5年度は、「21世紀における第二次国民健康づくり運動(健康日本21)」の最終年度にあたり、健康日本21(第二次)の最終評価を踏まえ、健康増進法第7条に基づく基本方針が全部改正され、令和6年度から開始される国民健康づくり対策の方向性が示されたところであり、本戦略の見直しにあたって、新たな方向性を踏まえた改定を行うものです。

【国の動向】

- 昭和 53(1978)年～ 第1次国民健康づくり対策を策定
- 昭和 63(1988)年～ 第2次国民健康づくり対策《アクティブ 80 ヘルスプラン》を策定
- 平成 12(2009)年～ 第3次国民健康づくり対策《21 世紀における国民健康づくり運動(健康日本 21)》を策定
- 平成 25(2013)年～ 第4次国民健康づくり対策《21 世紀における第二次国民健康づくり運動(健康日本 21(第二次))》を策定
- 令和 6(2024)年～ 第5次国民健康づくり対策《21 世紀における第三次国民健康づくり運動(健康日本 21(第三次))》を策定

【県の動向】

平成 12(2000)年 4 月 「いしかわ健康づくり 21」を策定

平成 18(2006)年 4 月 「いしかわ健康フロンティア戦略 2006」を策定

平成 20(2009)年 4 月 「いしかわ健康フロンティア戦略 2009」を策定

平成 25(2013)年 4 月 「いしかわ健康フロンティア戦略 2013」を策定

平成 30(2018)年 4 月 「いしかわ健康フロンティア戦略 2018」を策定

令和 6 (2024)年 8 月 「いしかわ健康フロンティア戦略 2024」を策定

3 令和6年能登半島地震を受けて

- いしかわ健康フロンティア戦略2024については、令和5年度の早期の段階から改定作業を開始し、いしかわ健康フロンティア戦略検討委員会での議論を経て、発災前の令和5年12月にはほぼ素案の検討は終わり、令和5年度末までには計画の改定を行う予定でした。
- しかしながら、令和6年1月1日に発生した能登半島地震により改定作業は一時中断し、まずは被災された方々への健康管理等の対応に全力で取り組むこととなりました。
- 能登半島地震により、多くの県民が避難所等での生活を余儀なくされ、その後も住み慣れた家や地域を離れ、仮設住宅や民間の賃貸住宅のみなし仮設住宅等に転居され、慣れない生活を送っています。能登半島地震の被災者は、これまでのコミュニティが変化したこと、生活習慣の変化等により、健康状態の悪化が懸念されます。また、今後、生活基盤の復旧・復興が進み、復興住宅や新しい住宅での生活が始まること等、生活環境の変化による新たな健康問題等が発生する可能性があります。
- この度改定したいしかわ健康フロンティア戦略2024では、地震により生じた変化や課題、それに対する対応などの記載はいったん見送りましたが、今後、能登半島地震前後の県民の生活習慣や健康状況の変化等を鑑み、計画の中間見直しに合わせ、修正を加えることとしています。